令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

デジタル庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85. 5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69. 0%
(うちデジタル人材)	(89. 2%)
全職員	72. 9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給 表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	_
参事官•企画官相当職	110. 9%
参事官補佐相当職	101. 0%
主査相当職	91. 8%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	(カはの帽子に対する女性の帽子の引音)
31~35年	91. 8%
26~30年	95. 7%
21~25年	93. 7%
16~20年	105. 0%
11~15年	90.0%
6~10年	102. 2%
1~5年	85. 5%

※役職段階の考え方は以下のとおり。

「指定職相当職」: 指定職俸給表相当の適用を受ける職員

「参事官・企画官相当職」: 行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員

「参事官補佐相当職」: 行政職俸給表(一)5級及び6級の職員

「主査相当職」: 行政職俸給表(一)3級及び4級の職員

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。